

#### ドキュメンタリー・レポート

#### ～石川銀行破綻の爪跡～ 2

#### 5. 現状分析

##### (1) 債務の増加

S P Cは、整理回収機構から10社120億円程度の債権をいくらかで買い取り、そこに利益を乗せてM社長他10社に請求しているように思われた。

M社長の銭湯の債務は元々5億円だったのであるが、S P Cのスキームでは、10社が互いに連帯保証をする契約になっていた。即ち、M社長の銭湯の債務5億円がいつの間にか10社分(約20億円)に膨れ上がっていたのである。

ところがM社長は、全くこの事に気付かずに数々の契約書に押印をしており、私が解説して初めて「そうだったのですか」と驚いていた。

##### (2) 債務の圧縮

M社長の借金は元々5億円であった。S P Cは、この債務を時価に引き直した。

即ち、実際に回収出来そうな金額1億円(優先債務)と残額4億円(劣後債務)に分け、優先債務を当初の10年間で返済させて、残りを11年目から5年で返済させるというスキームであった。

残額の4億円を放棄してしまうと債務免除益や贈与の問題が発生するので、契約書上は劣後債務もキッチリと残してあった。劣後債務を回収する意思が無いことは、① 優先債務を完済すれば銭湯に設定した抵当権を解除すること、② 劣後債務を請求したのでは「圧縮スキーム」が無意味になること、から明らかであった。

しかし、S P Cが劣後債務を残したことで、後々我々は大変苦労することになる。

#### 6. 借入申込書の作成

「優先債務を借り替えたい」というM社長の要望を請けて、我々は融資申込書の作成に取り掛かった。平成21年6月のことである。経営者や多くの再生アドバイザーが見過ごしていることの一つに、書面の重要性がある。

##### (1) 借入の申込みを書面で行うことの重要性

融資の申込みに行った時に、決裁権者である本店審査部門の担当者や支店の支店長が対応してくれることは有り得ない。通常は、お客様が一番近いところに座っている若手の融資課員が対応することになる。

懸命に事情を説明しその課員を納得させる事が出来たとしよう。シャッターが閉まり重要書類の保管が終わる夕方以降になって、課員は上司に融資の申し出を報告する事になる。しかしこと融資の現場においては「向こうからやってくる融資申込客は要注

意」であるのは常識となっている。こちらから申込みに行く時点で既に色眼鏡で見られている(警戒されている)のである。

報告を受けた融資課長に話が伝わる頃には、窓口で課員に熱意を以って伝わったはずの内容が半分ほどに減っている。融資課長の次は次長または副支店長である。彼らに伝わる頃にはもう元の話は20%ほどに減っている。支店長に伝わる頃には、跡形も無く、従ってその案件は否決される。

金融機関の人事査定は極端な減点主義であるから誰もがリスクを取らない。その結果「向こうからやってくる怪しい客」の話をまともに取り合ってくれることは滅多にない。

こういう金融機関の内情を考えれば、書面で提出することの意義が分かって頂けると思う。書面の中で伝えたいことを100%書いていけば、その内容が保身に走る金融マンによって減らされることもなく、最終決裁権者にまで届く。

##### (2) 借入申込書の中身

平成13年に金融庁が主導となって「私的整理ガイドライン」が策定された。ガイドラインには、日本全国の金融機関が取引先の中小企業を支援するか切り捨てるかの判断基準が示されている。

従って借入申込書には必然的に「私どもはガイドラインをクリアしています。ですから支援をお願いします」という内容を書いていくことになる。

具体的には、以下の二つである。

- ① 実質債務超過の解消年数
- ② 借入金の償還年数

##### (3) 実質債務超過の解消年数

前述のようにS P Cとの契約には劣後債務が残っていたので、決算書の貸借対照表には、石川銀行時代と同じ5億円の負債が計上されたままであった。

劣後債務を考えるとM社長の会社は大幅な債務超過となってしまう、ガイドラインで求められている「実質債務超過の解消年数=概ね3年以内」をクリアできない。

そこで今までの経緯を詳述し、S P Cに請求意思が無いこと、課税回避のための工夫に過ぎないこと、を説明した。更に、企業再生に詳しい弁護士の意見書を付けていった。「法的には債務は存在するが実質的には請求されない」という内容の意見書である。

##### (4) 借入金の償還年数

劣後の債務が法的には存在するので、これを考えれば、償還年数は30年を下らない。ガイドラインが示す「借入金の償還年数=概ね10年」からは程遠い。

これについても上記同様に説明を行った。

## (5) 問題点の列挙とその回答

今回の融資申込では、いくつかの問題が予想された。こういう場合には、借りる側自らが正直に、前もって問題点を列挙してその一つ一つに回答を準備していくというスタイルにすることが望ましい。これは私が銀行の審査部時代に学んだことである。

予想される問題と我々の回答は、以下の通り。少々長くなるが、この記事をお読み戴いているであろう経営者や再生アドバイザーの皆様にとって有用であると考えるので、原文をそのまま引用したい。

### 補足説明書

疑問にお感じになると思われる事柄に関しまして、あらかじめ説明させて頂きたく、Q&Aの様式にて、以下にまとめました。

1. 石川銀行が破綻した際に貸付金債権が整理回収機構(RCC)に移管されているという事は、それだけ業績が悪かったという事ではないのか?

#### (弊社回答)

平成13年12月28日に石川銀行が破綻しました。金融庁のホームページによりますと、破綻時の貸付金債権は4,161億円、その内の2,593億円がRCCに移管されております。

別紙「石川銀行破綻時の借入金一覧」をご覧ください。石川銀行からの借入金の返済期間が20年や30年と突出して長くなっております。添付の返済予定表をご覧くださいと判りますが、私どもがリスクの依頼をした結果ではなく、当初からこのような長期の返済期間を許容されておりました。

平成13年に策定された私的整理ガイドライン7項、金融検査マニュアルQ&A36、民事再生法155条3項の趣旨から考えますと返済期間としては長くても10年が妥当だと考えますが、借入当時は石川銀行が弊社の返済能力に合わせて返済期間を設定してくれていました。

ところが石川銀行が破綻し、その結果「20年～30年」のモノサシが「10年」となり不良債権に区分され、RCCに移管されたものであると理解しております。従いまして、「業績が悪かったからRCCに移管された」のではなく、「モノサシが変更された結果不良債権と区分されRCCに移管された」と考えております。

今般の融資申込書5ページの「債務償還年数の検討」でも述べましたように、現在では償還年数が3年半程度ですので、借入金が過大であるという状態ではないと考えます。

もともと、20年や30年でしか返済出来ないような過大な借

入をしてしまった点につきましては経営判断として非常に問題があった、と猛省しております。

2. 借り換え前の返済期限は平成27年9月となっている。即ち今回の申し出は、このまま返済を続ければ6年で終わる支払い期間を10年に延長する一種のリスクだと考えられる。(1) リスクを依頼するなら現在の借入先に依頼するのが筋であるし、(2) 肩代わり資金を融資せよと言うならリスクではなく、借入期間も現行の条件と揃えるべきではないのか?

#### (弊社回答)

(1)のご指摘はごもっともだと考えますが、借入先のSPCからは毎月の報告会の席上で、「こういう情勢で皆さんの経営状況も決して楽観できない。一般の金融機関から借入をおこして早くうちを卒業してくれ(優先返済分を借り換えして完済してくれ)」と言われております。今般の申し出はこういう背景もあつてのことです。

(2)のご指摘についてもごもっともですが、我々は以下のように考えます。

①返済期間を現行の6年から10年に延長する理由は、融資申込書2ページの「申し出理由」に書きました資金繰りの改善のためです。融資申込書5ページで計算したように、現状でも支払いは不可能ではありませんが、将来の改装などに備えて返済期間を長く取りたいという趣旨です。

②また貸し手側から見た与信リスクは(あくまで将来においても改装資金などをご融資戴けると仮定した場合ですが)、

- 今回の融資は、返済期間6年→10年の実質的リスクに感じる事と等しいが、10年の期間を設定すれば、債務者企業においてその間に将来の改装費、修繕費の蓄えが今よりも可能となり、将来それらの資金要請を受ける可能性が低くなり、リスクはするものの与信残高は減る一方である。

- 返済期間を6年のままで融資に応じれば、実質的なリスクをするというリスクは回避できるものの、債務者企業においてはそれだけ余裕が無くなるので、将来において改装費や修繕費の融資要請が来る可能性が高まり、要請に応じれば与信残高が増えてしまう。

と、どちらにしても同じようなものではないかと考えます。即ち、実質的なリスクを許容してしまう与信リスクと、将来の融資残高が増えてしまうという与信リスクの比較衡量となるのではないかと、考える次第です。

NPO法人 西日本事業支援機構  
アドバイザー 矢島 健二

### ◆ さいせいニュースのご案内

さいせいニュースは、事業再生支援センター(NPO 首都圏、NPO 関西、NPO 東海、NPO 西日本、NPO 東日本、LLP ひろしま)主催の経営者向けセミナー(事業再生・経営改革・地域活性等のテーマ)に参加された方に発行しています。毎月10日を目的に定期的に発行しています。当ニュースの受信不要・拒否、ご意見、お問合せ等は、下記の事業再生支援センター協議会事務局までお願いいたします。

### ◆ お問い合わせ先【各地域 NPO へのご相談、事務局へのお問い合わせは下記までお願いいたします】

NPO 首都圏	TEL:03-5957-3786	NPO 関西	TEL:06-6452-3912	NPO 東海	TEL:052-231-0166
NPO 西日本	TEL:077-526-6900	NPO 東日本	TEL:048-829-8221	LLP ひろしま	TEL:0120-928-980
事業再生支援センター協議会事務局			TEL:03-5367-1558、FAX:03-5367-1668		